

森林環境譲与税の使いみち

平成31年4月1日に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、令和元年度から、国が都道府県や市町村へ「森林環境譲与税」の譲与を始めました。

森林環境譲与税は、市町村では、間伐や人材育成・担い手の確保、木材の利用促進や普及啓発など「森林整備およびその促進に関する費用」に充てるものとされています。令和2年度の森林環境譲与税は、下記の事業の財源に充てました。

事業名	事業総額（千円）			事業内容	実績	税導入の効果
	森林環境譲与税	その他財源	基金活用額			
森林整備業務委託	2,589	2,589	0	0 既にある森林公園の遊歩道整備（老若男女問わず利用できる施設にし、森林に親しむ機会、場所を提供する。）	森林の間伐等：2.03 h a 歩道、階段の整備	すでにある森林公園には、未整備の場所や間伐などの森林整備が行われていない場所が多くあったが、令和2年度、税を導入することで、間伐による景観維持などの整備をすることができた。
基金積立	2,922	2,921	1	0 森林情報整備のためのデータベース構築費用積立		計画的な基金の積立をおこなうことができた。

【鈴ノ宮公園整備事業】

